

組合員に関する手続き

所属所で職員の採用や異動、退職があった際には共済組合へ手続きが必要となる場合があります。

次に該当する場合は、手続きを行ってください。

- ・新規資格取得者
- ・転入者
- ・同一所属での任用形態変更者
- ・資格喪失者
- ・転出者

※ 手続きの詳細は例年2月下旬に当支部から送付する「組合員資格の取得・喪失等に係る事務手続きについて（依頼）」を御確認ください。

新規資格取得者・転入者・同一所属での任用形態変更者の手続き

1 新規採用（資格取得）者等

次の書類を提出してください。組合員証（健康保険証）を交付します。

【職員本人にかかる提出書類】

	提出書類	様式番号	注意点
添付書類	組合員資格取得届書	給付様式第1-1号	複数校勤務者等で辞令が複数交付されている方は、任命権者に資格取得日を確認のうえ、提出してください。
	辞令等の写し	-	常勤職員は提出不要
	個人番号届書	給付様式第12-1号	

< 留意事項 >

- ・前所属から現所属にかけて組合員資格が継続する場合は、前所属の組合員証をそのまま継続して利用します。
- ・資格が継続するか否かは各任命権者が判断を行いますので、詳細は任命権者にご確認ください。
- ・資格が継続するにもかかわらず前所属で利用していた組合員証を当支部へ既に返納してしまった場合は、再交付を行いますので「再交付申請書（給付様式第3-2号）」を提出してください。

2 任用形態が変わったとき、または、任命権者が変わる異動をしたとき

	提出書類	様式番号	注意点
	組合員異動報告書 (転入用)	給付様式第1-2号	組合員の資格が継続する場合、提出してください。
添付書類	辞令等の写し	-	常勤職員は提出不要

< 留意事項 >

- ・【**県費・政令市費職員のみ**】同一任命権者内での一般組合員の任用形態変更（例：常勤職員 → 暫定再任用職員（フルタイム））の場合、組合員異動報告書（転入用）の提出は不要です。

3 同一任命権者内で異動したとき

	提出書類	様式番号	注意点
	組合員異動報告書 (転入用)	給付様式第1-2号	組合員の資格が継続する場合、提出してください。
添付書類	辞令等の写し	-	常勤職員は提出不要

< 留意事項 >

- ・【**県費・政令市費職員のみ**】同一任命権者内での一般組合員の異動の場合、組合員異動報告書（転入用）の提出は不要です。

資格喪失者・転出者の手続き

1 退職・死亡・他共済・他支部へ転出したとき

	提出書類	様式番号	注意点
	組合員異動報告書 (転出用)	給付様式第1-3号	
添付書類	組合員証等	-	限度額証や高齢受給者証など当支部が交付した証はすべて返納してください。なお、「他支部」へ転出の場合のみ他支部へ提出となります。
	【希望者のみ】 資格喪失（取消）証明書発行願	給付様式第4-1号	退職後、国民健康保険への加入等の理由で証明書が必要な場合は、提出してください。 <u>なお、退職日より前に提出する場合は、必ず所属所長の証明を受けて提出してください。</u>

< 留意事項 >

- ・組合員本人が退職し資格喪失となる場合は、被扶養者も自動的に認定取消となります。組合員本人の組合員証と一緒に被扶養者証も返納してください。
- ・組合員が組合員証を紛失し返納できない場合は、「組合員証等紛失届（給付様式第3-3号）」を添付してください。

- ・やむを得ない事情により所属所が組合員証を回収できなかった場合は、「組合員証等回収不能届（給付様式第3-4号）」を添付してください。
- ・組合員異動報告書（転出用）の提出をもって、当支部では組合員資格の喪失作業を行います。そのため、報告書提出後に対象者の任用期間延長等により組合員資格を維持することとなった場合は、必ず当支部までご連絡ください。

2 後期高齢者医療制度に加入したとき

	提出書類	様式番号	注意点
	組合員異動報告書 (転出用)	給付様式第1-3号	
添付 書類	組合員証等	-	限度額証や高齢受給者証など当支部が発行している証はすべて返納してください。

< 留意事項 >

- ・新しい健康保険証は市区町村等から交付されます。
- ・当支部が交付する組合員証等は返納していただきますが、一部の福祉制度等が適用となるため、引き続き当支部の組合員資格は有します。

3 組合員が異動したとき（組合員資格が継続する場合に限る）

転出元所属からの提出書類はありません。（転入先所属で提出書類があります。）

その他

- 1 共済組合に提出する書類の組合員証番号は枝番を除いた6桁です（市町村等職員の職員番号とは異なります。県職員においても職員番号と必ずしも同一ではありません。）
- 2 組合員や被扶養者が、市区町村から乳幼児・障害者・ひとり親家庭・自立支援等の医療証が交付された場合は、「市区町村による医療費助成受給の（開始・停止・延長）届出書」（給付様式第8-1号）」に医療証の写しを添付して、提出してください。
 - ・医療費助成適用期間が延長された場合は、その都度届け出てください。
 - ・医療費助成適用期間中に助成が停止された場合も届け出が必要です。
 - ・未届けのため給付金が重複支給となった場合は、給付金を返還していただきます。